

## 厚生労働省提出資料

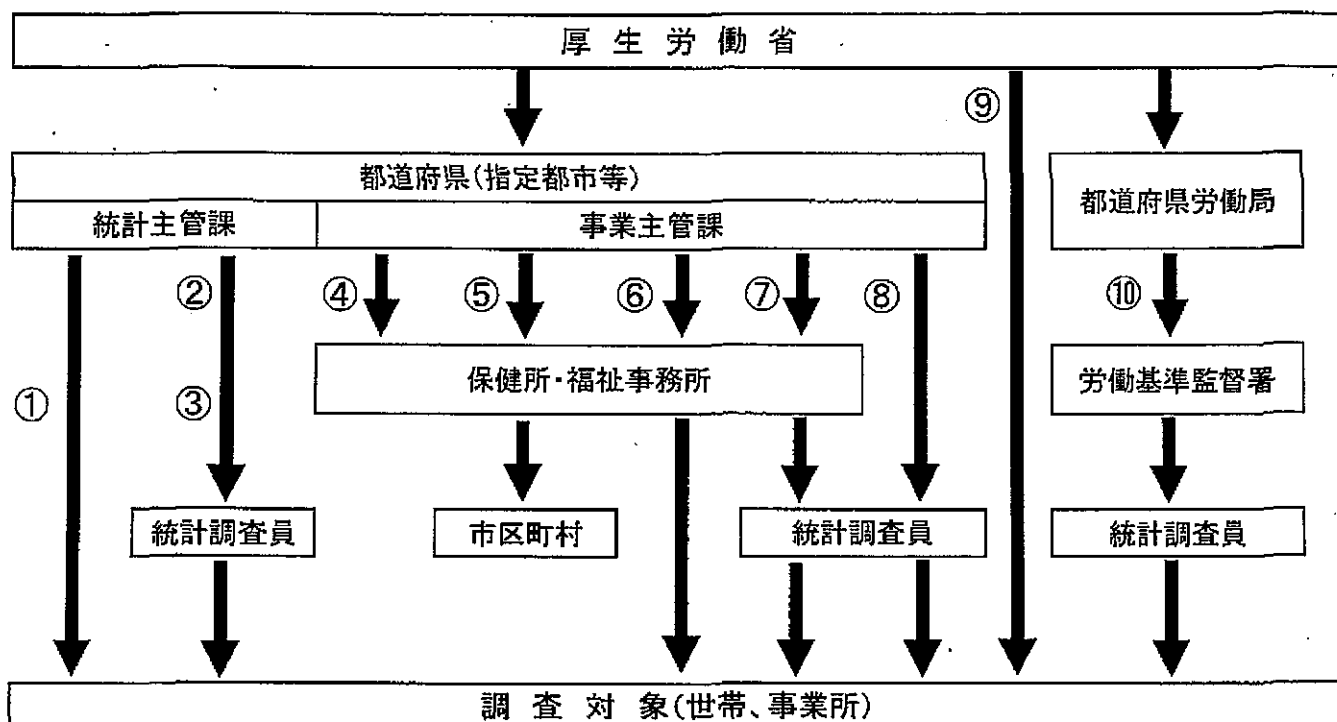
- 資料 1 厚生労働省所管 指定統計調査一覧
- 資料 2 調査の流れ図
- 資料 3 厚生統計委託費職員について
- 資料 4 指定統計調査業務に係る人員
- 資料 5 指定統計調査の業務内容と実施機関
- 資料 6 厚生労働省所管の指定統計調査の民間開放に関する取組状況等  
について

## 厚生労働省所管 指定統計調査一覧

名称		目的	周期	全・抽	調査対象数	調査員数	予算額	利用例	備考
人口動態調査		我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	月	全	約321万人	—	約349百万 (約200百万)	合計特殊出生率・平均寿命の算定、推計人口の算定、死因分析、疾病・自殺対策	
毎月勤労統計調査	全国調査	常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにする。	月	抽	約3万3千事業所	約1,800人	約1,062百万 (約1,011百万)	景気動向指数の資料、失業給付額の改訂、労災保険の休業補償及び年金の額の改訂	
	地方調査				約4万3千事業所				
	特別調査	全国調査及び地方調査を補完する。	年	抽	約2万5千事業所	約2,200人			
薬事工業生産動態統計調査		医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する生産等の実態を明らかにする。	月	全	約4,100事業所	約170人	約57百万 (約44百万)	医薬品等の市場規模の動向調査、品目ごとの生産・出荷の推移の算定	
医療施設調査	動態	全国の医療施設の分布及び診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	月	全	約1万9千施設	—	約6百万 (約2百万)	地域保健医療計画の策定、医療保険制度の見直し、医療安全対策の総合的推進	
	静態		3年 (直近17年)		約17万施設		約56百万 (約29百万)		
患者調査		医療施設を利用する患者の傷病状況等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	3年 (直近17年)	抽	約1万4千施設 約340万人	—	約145百万 (約73百万)	疾病対策、地域保健医療計画の策定、医療保険制度の見直し	
賃金構造基本統計調査		労働者の賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	年	抽	約7万8千事業所 約164万人	約600人	約222百万	最低賃金の決定、労災保険給付基礎日額の最低・最高限度額の算定	
国民生活基礎調査	大規模年	国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する施策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。また、各種世帯調査の親標本機能を持つ。	3年 (直近16年)	抽	約26万世帯	約8,000人	約608百万 (約532百万)	年金制度、介護保険制度、税制改正、生活保護制度、少子化への対応、医療保険制度、健康増進・疾病対策、雇用対策への対応	
	中間年		3年に2回 (直近17年)		約5万世帯	約2,000人	約163百万 (約143百万)		

注 予算額の( )書は、地方公共団体への委託費である。

## 調査の流れ図



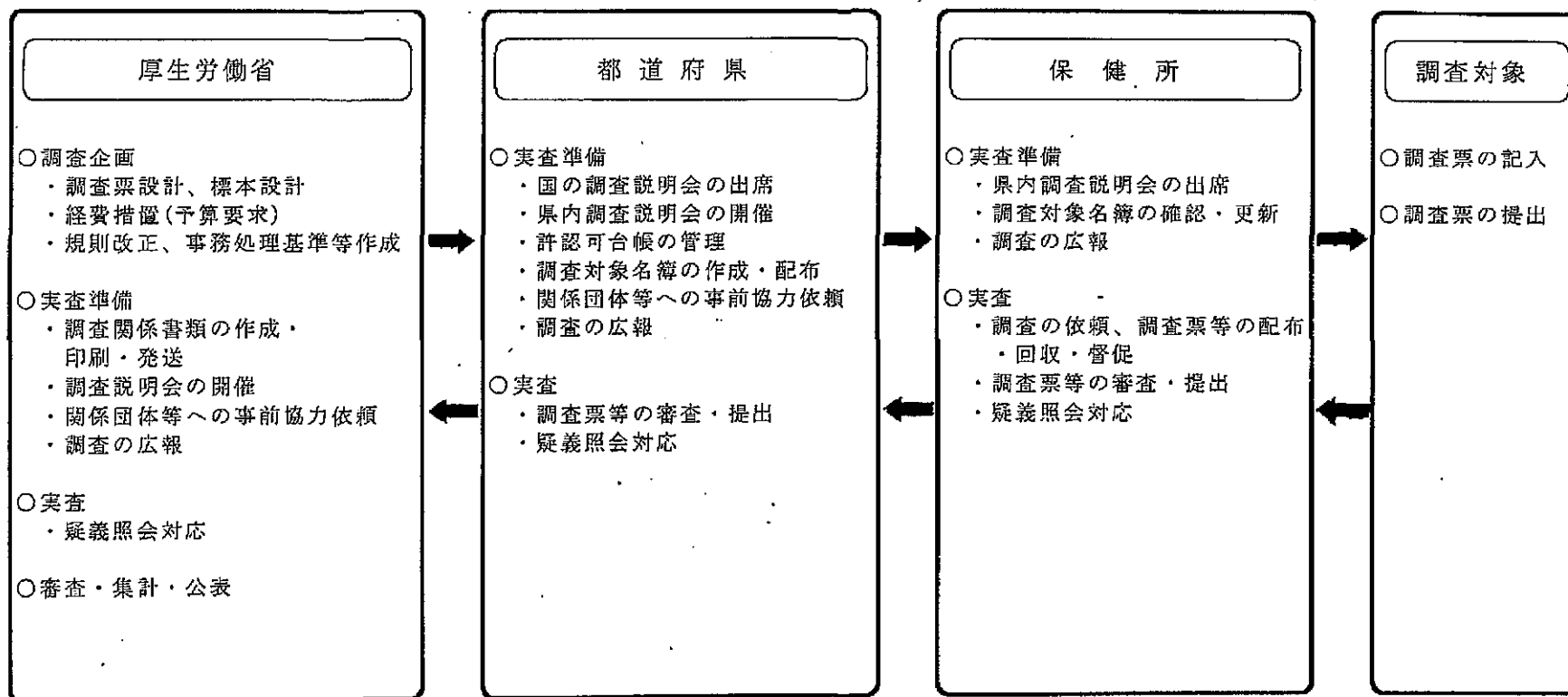
- ① 毎月勤労統計調査(常用雇用者30人以上)
- ② 毎月勤労統計調査(常用雇用者5～29人)
- ③ 毎月勤労統計調査(特別調査、常用雇用者1～4人)
- ④ 医療施設調査(動態)
- ⑤ 人口動態調査
- ⑥ 医療施設調査(静態)、患者調査
- ⑦ 国民生活基礎調査
- ⑧ 薬事工業生産動態統計調査(製造所)
- ⑨ 薬事工業生産動態統計調査(製造販売事務所)
- ⑩ 賃金構造基本統計調査

(参考)

オンライン提出可能	①②④⑤⑧⑨
FD等による提出可能	④⑥⑧⑨

地方公共団体が実施している実査の流れ

【都道府県、保健所経由で実施している場合】



## 厚生統計委託費職員について

平成18年度

	都道府県	指定都市	合計
保健統計委託費職員	各3~9人 192人	各2~4人 37人	291人
社会福祉統計委託費職員	各1人 47人	各1人 15人	約15億円

## 指定統計調査業務に係る人員(18.4.1現在)

統計調査名	定員	担当課室名
人口動態調査	40	統計情報部 人口動態・保健統計課
患者調査	5	統計情報部 保健統計室
医療施設調査	5	統計情報部 保健統計室
国民生活基礎調査	12	統計情報部 国民生活基礎調査室
毎月勤労統計統計調査	15	統計情報部 雇用統計課
賃金構造基本統計調査	8	統計情報部 賃金福祉統計課
薬事工業生産動態統計調査	3	医政局 経済課
合計	88	

## 指定統計調査の業務内容と実施機関

業務区分	業務内容	調査名	人口動態 調査	毎月勤労統計調査			業事工業 生産動態 統計調査	医療施設調査		患者調査	賃金構造 基本統計 調査	国民生活基礎調査	
				全国調査	地方調査	特別調査		動態調査	静態調査			大規模年	中間年
		調査方法	職、才	調、郵、才	調	調、才	職	職、郵	職、郵	調、職	調	調	
		周期	月	月	年	月	月	3年	3年	年	3年	3年に2回	
		調査対象	市区町村	事業所	事業所	医薬品製造業等	都道府県等	医療機関	医療機関	事業所	世帯	世帯	
規模	約321万人	約3万3千 事業所	約4万3千 事業所	約2万5千 事業所	約4100事業所	約1万9千施設	約17万施設	約1万4千 施設 約340万人	約7万8千 事業所 約164万人	約26万世帯	約5万世帯		
調査企画	調査案設計、標本設計・抽出	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国	
	経費措置(予算要求)	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国	
実査準備	調査関係書類の作成	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国	
	調査関係書類の印刷・発送	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	
	調査説明会の開催	国、地	地	地	国	国、地	国、地	国、地	—	—	—	—	
	調査区の設定、調査世帯名簿等の作成	—	調	調	—	—	—	—	—	—	—	—	
実査	調査の広報	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	
	調査の依頼・調査票の配布	地	地、調	調	調、国	国	地	地	地	地	地	地	
	調査票の回収・督促	地	地、調	調	調、国	国	地	地	地	地	地	地	
	調査票の審査・提出	地	地、調	調	調、国	地	地	地	地	地	地	地	
受付審査	調査に関する疑義対応	国、地	国、地、調	国、地、調	国、地、調	国	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	
	受付審査仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	国	—	—	—	—	国	国	国	—	—	—	
データ入力	調査票の受付審査	民	国	地	国	国	民	民	民	国	民	民	
	入力仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	国	国	—	国	国	国	国	国	国	国	国	
データ入力	データ入力	民	民	地	民	民	民	民	民	民	民	民	
	符号付け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
チェック	符号付け	国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	チェック・修正仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	—	—	—	国	国	国	—	—	—	—	—	
	チェック・修正	国	国	国、地	民	民	民	国	国	セ	国	国、民	
集計	疑義照会	国	国	国、地	国、地	国	国	国	国	—	—	—	
	結果表仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	—	—	—	—	国	—	—	—	—	—	—	
公表	結果表作成	国	国	地	国	民	国	国	国	セ	国	国	
	報道公表	国	国	国、地	国	国	国	国	国	国	国	国	
	報告書仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	国	国	国、地	国	国	国	国	国	国	国	国	
公表	報告書の印刷・発送	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	

注1) 調査方法については、調: 調査員、郵: 郵送、職: 職員、才: オンライン

2) 実施機関については、国: 国の本省職員、地: 地方公共団体、調: 調査員、民: 民間委託、労: 労働局・労働基準監督署、セ: 統計センター

## 厚生労働省所管の指定統計調査の民間開放に関する取組状況等について

要望主体名	株式会社三井物産戦略研究所
要望事項	指定統計調査に関する事務について官民競争入札等を実施
具体的要望内容	統計法に基づき実施される指定統計調査について、調査対象への調査票の配布、回収、調査結果データの集計、製表等の全ての業務について、情報通信技術を活用しつつ民間事業者がこれを一括して行うことができるようにすることにより、統計調査の迅速な実施及び結果の集計、統計調査員確保に係る課題の解決、国民の調査への協力の確保、報告者負担の軽減等のこれまで議論されてきた統計調査に係る課題の解決につなげることができるとともに、社会経済の変化に対応した統計の作成に寄与することができる。併せて、統計の利用者にとっても迅速な結果の公表によりサービスの質の向上につなげることができる。
制度・業務の現状	調査対象への調査票の配布、回収、調査結果データの集計、製表等の業務については、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密の保護、業務の効率性等の観点から、各指定統計調査の特性に応じて外部資源の活用をしながら実施している。
措置の概要 (対応策)	指定統計調査の市場化テスト・民間開放については、現在、総務省が平成18年度に試験調査等を実施し、調査の実施にかかわる業務を民間委託することに関して、どのような弊害が生じ得るのか、どのような防止措置を講じればよいかについて検討し結論を得ることとされている。当省の指定統計調査については、この結果等を活用しながら検討してまいりたい。
その他(外部資源の活用状況も含む)	各指定統計調査の特性を踏まえ、法定受託事務として地方公共団体に業務の一部を委託するとともに、データ入力、内容検査等の業務を民間委託しており、今後も積極的に民間委託を推進することとしている。